

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		400,000
2		461,000
3		524,000
4		606,000
5		705,000
6		805,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		332,000
2		369,000
3		398,000

第六条第二項中「、第十八条の三及び」を「及び第二項、第十八条の三並びに」に、「及び第十八条の三」を「及び第二項並びに第十八条の三」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		392,000
2		452,000
3		514,000
4		594,000
5		691,000
6		789,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		326,000
2		362,000
3		390,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第九条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額が同日」を「平成二十七年三月三十一日の給料月額(当該給料月額が同年四月一日に受ける給料月額に達しない場合には、同日の給料月額)が切替日の前日」に改め、「こととなる」、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」及び「三分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は平成二十七年一月一日から、第二条、第六条、第八条、第十条及び第十一条並びに附則第四条から第十条までの規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十條の四第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定、第五条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第九条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定及び第七条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定は平成二十六年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十條の四第二項及び附則第十一項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第五条の規定(任期付職員条例第九条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第七条の規定(任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第九条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(附則第三条において「改正後の知事等の給与条例」という。)の規定は同年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 平成二十六年四月一日（以下この条において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条 第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付職員条例、第七条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第五条の規定による改正前の任期付職員条例、第七条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第九条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付職員条例、第七条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日における任期付職員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第四条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

- 一 任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 第六条の規定による改正後の任期付職員条例別表第一の給料表に掲げる号給の給料月額
- 二 任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 第八条の規定による改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（切替日前の異動者の号給の調整）

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第六条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第七項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、当該額に百分の九十九を乗

じて得た額)を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第七条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第二十条第五項(給与条例第二十条の四第四項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十五号)附則第六条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十五号)附則第六条の規定による給料の額との合計額」とする。

- 一 任期付職員条例第七条第四項
- 二 任期付研究員条例第五条第五項
- 三 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第二号)第五条第二項(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第八条 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二 第二項	百分の三・三	百分の三・三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二 第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二 第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二 第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第二項第四号		合
第十一条の二 第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二 第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の二 第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十一条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二 第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(地域手当に関する経過措置)

第九条 第二条の規定の施行の際現に給与条例第十一条の四第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の二の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第二項に定める割合をい」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号）第二条の規定による改正前の第十一条の二第二項に定める割合をい」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第十条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）を除く。）をいう。
- イ 第二条の規定による改正前の給与条例（以下この条において「改正前の給与条例」という。）第二十一条第一項第一号に規定する地域に在勤する職員
- ロ 第二条の規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の前日において改正前の給与条例第二十一条第一項第二号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた事務所に在勤する職員
- 二 新寒冷地等在勤職員 第二条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）第二十一条第一項に規定する職員（常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。）をいう。
- 三 特定旧寒冷地等在勤職員 旧寒冷地等在勤職員であつて、新寒冷地等在勤職員でないも

のをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は第三項に規定する者につき、基準日（給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）におけるその基準職員区分（当該者の一部施行日の前日以降における職員の区分（給与条例第二十一条第二項に規定する職員の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない職員の区分をいう。）をその職員の区分とみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限り。）において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤職員であった者に対しては、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

3 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限り。）において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千元

4 給与条例第二十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第十条第二項又は第三項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十条第二項又は第三項及び同条第四項において読み替えて準用する前項」と、「前項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十条第四項において読み替えて準用する前項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤職員であった者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤職員又は新寒冷地等在勤職員であったもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(人事委員会規則への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十六号

栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第一条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400	

28	203, 100	254, 600	327, 700	388, 500	471, 100
29	204, 600	257, 400	330, 100	390, 400	472, 900
30	206, 300	260, 000	332, 100	392, 400	474, 500
31	208, 000	262, 600	334, 300	394, 400	476, 100
32	209, 700	265, 200	336, 500	396, 400	477, 800
33	211, 300	267, 600	338, 700	398, 200	479, 500
34	213, 100	270, 200	340, 900	399, 900	480, 500
35	214, 900	272, 700	343, 100	401, 600	481, 500
36	216, 700	275, 200	345, 300	403, 400	482, 300
37	218, 300	277, 700	347, 500	404, 600	483, 400
38	220, 100	280, 200	349, 700	406, 100	484, 400
39	221, 900	282, 800	351, 900	407, 500	485, 400
40	223, 700	285, 400	354, 100	409, 000	486, 400
41	225, 600	287, 900	356, 200	410, 700	487, 500
42	227, 400	290, 500	358, 300	412, 100	488, 500
43	229, 200	293, 000	360, 400	413, 500	489, 500
44	230, 900	295, 500	362, 500	415, 100	490, 500
45	232, 700	297, 800	364, 600	416, 700	491, 600
46	234, 400	300, 400	366, 700	418, 000	
47	236, 100	303, 000	368, 700	419, 600	
48	237, 800	305, 700	370, 800	421, 200	
49	239, 400	308, 200	372, 600	422, 900	
50	241, 100	310, 700	374, 500	424, 300	
51	242, 800	313, 200	376, 500	425, 900	
52	244, 500	315, 700	378, 500	427, 500	
53	245, 900	318, 100	380, 500	429, 200	
54	247, 500	320, 300	382, 300	430, 700	
55	249, 100	322, 500	384, 100	432, 300	
56	250, 800	324, 700	385, 900	433, 900	
57	252, 300	327, 000	387, 400	435, 400	
58	253, 800	329, 200	389, 100	436, 900	
59	255, 400	331, 400	390, 800	438, 300	
60	257, 000	333, 500	392, 500	439, 800	
61	258, 500	335, 700	393, 800	441, 400	
62	260, 100	337, 900	395, 200	442, 900	
63	261, 700	340, 100	396, 600	444, 400	
64	263, 200	342, 300	397, 900	445, 900	
65	264, 700	344, 300	399, 300	447, 600	
66	266, 400	346, 500	400, 600	449, 100	
67	268, 000	348, 700	402, 000	450, 600	
68	269, 700	350, 900	403, 400	452, 200	
69	271, 200	352, 900	404, 800	453, 800	
70	272, 700	355, 000	406, 100	455, 300	
71	274, 200	357, 100	407, 500	456, 900	
72	275, 700	359, 200	408, 900	458, 500	
73	276, 900	361, 000	410, 200	460, 000	
74	278, 300	362, 900	411, 600	461, 000	
75	279, 700	364, 900	413, 000	462, 000	
76	281, 100	366, 800	414, 400	462, 800	
77	282, 500	368, 800	415, 600	463, 600	
78	283, 700	370, 500	416, 900	464, 600	
79	284, 900	372, 200	418, 200	465, 600	
80	286, 100	373, 900	419, 600	466, 600	
81	287, 400	375, 400	420, 900	467, 400	
82	288, 600	376, 900	422, 200		
83	289, 800	378, 400	423, 400		
84	291, 000	379, 900	424, 700		

85	292, 200	381, 000	425, 900
86	293, 400	382, 400	427, 100
87	294, 600	383, 800	428, 300
88	295, 800	385, 200	429, 400
89	297, 000	386, 500	430, 500
90	298, 200	387, 800	431, 500
91	299, 400	389, 100	432, 500
92	300, 600	390, 400	433, 500
93	301, 400	391, 700	434, 500
94	302, 500	392, 900	435, 600
95	303, 700	394, 200	436, 600
96	304, 900	395, 500	437, 700
97	305, 900	396, 900	438, 600
98	307, 000	397, 900	439, 300
99	308, 100	399, 000	440, 100
100	309, 200	400, 100	440, 700
101	310, 100	401, 000	441, 500
102	311, 200	402, 000	442, 100
103	312, 300	403, 100	442, 700
104	313, 400	404, 200	443, 300
105	314, 000	404, 900	443, 800
106	314, 900	405, 900	444, 400
107	315, 700	406, 900	445, 000
108	316, 500	407, 900	445, 600
109	317, 400	408, 700	446, 200
110	317, 800	409, 600	
111	318, 300	410, 500	
112	318, 800	411, 300	
113	319, 400	411, 900	
114	319, 800	412, 600	
115	320, 300	413, 300	
116	320, 800	414, 000	
117	321, 400	414, 700	
118	321, 900	415, 500	
119	322, 400	416, 100	
120	322, 900	416, 900	
121	323, 400	417, 500	
122	323, 800	417, 900	
123	324, 300	418, 400	
124	324, 800	418, 700	
125	325, 400	419, 100	
126	325, 700	419, 600	
127	326, 000	420, 100	
128	326, 300	420, 600	
129	326, 600	421, 000	
130	326, 900	421, 500	
131	327, 200	422, 000	
132	327, 500	422, 500	
133	327, 700	422, 900	
134	327, 900	423, 400	
135	328, 100	423, 900	
136	328, 400	424, 400	
137	328, 700	424, 800	
138	328, 900		
139	329, 200		
140	329, 500		

	141	329,700				
	142	329,900				
	143	330,200				
	144	330,400				
	145	330,700				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800	

23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
38	219,400	249,000	349,100	374,300	459,800
39	221,100	251,800	351,100	375,900	460,700
40	222,800	254,600	353,100	377,500	461,600
41	224,600	257,400	355,000	378,800	462,500
42	226,400	260,000	356,800	380,300	463,400
43	228,200	262,600	358,600	381,800	464,300
44	229,900	265,200	360,400	383,300	465,200
45	231,800	267,600	362,200	384,900	466,100
46	233,500	270,200	363,900	386,500	
47	235,200	272,700	365,600	388,100	
48	236,900	275,200	367,200	389,700	
49	238,600	277,700	368,600	391,100	
50	240,300	280,200	370,200	392,600	
51	242,000	282,800	371,900	394,100	
52	243,600	285,400	373,600	395,600	
53	244,900	287,900	375,200	396,800	
54	246,600	290,500	376,700	398,100	
55	248,200	293,000	378,200	399,200	
56	249,900	295,500	379,700	400,400	
57	251,300	297,800	381,200	401,900	
58	252,800	300,400	382,600	403,100	
59	254,300	303,000	384,000	404,400	
60	255,800	305,700	385,400	405,700	
61	257,300	308,200	386,300	407,000	
62	258,800	310,700	387,500	408,000	
63	260,300	313,200	388,700	409,400	
64	261,700	315,700	389,900	410,800	
65	263,000	318,100	391,000	412,000	
66	264,600	320,300	392,200	413,100	
67	266,200	322,500	393,200	414,300	
68	267,700	324,700	394,300	415,500	
69	269,400	327,000	395,500	416,500	
70	270,900	329,200	396,500	417,700	
71	272,400	331,400	397,600	418,900	
72	273,900	333,500	398,800	420,100	
73	275,100	335,700	399,900	420,900	
74	276,400	337,900	401,000	421,700	
75	277,700	340,100	402,100	422,500	
76	279,000	342,300	403,200	423,300	
77	280,400	344,200	404,100	423,900	
78	281,600	346,100	405,100	424,700	
79	282,800	348,000	406,100	425,400	

80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	434,900
95	298,700	373,200	417,500	435,600
96	299,500	374,500	418,200	436,300
97	300,300	375,500	418,700	436,800
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		
131		403,900		
132		404,500		
133		404,800		
134		405,400		
135		406,000		
136		406,400		

	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 栃木県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、第八条の二に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

- 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、三千円を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額

附則第十七項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
49	237,700	302,100	365,300	414,400		

50	239, 200	304, 500	367, 100	415, 800
51	240, 600	307, 000	369, 100	417, 400
52	242, 100	309, 400	371, 100	418, 900
53	243, 400	311, 800	373, 000	420, 600
54	244, 700	314, 000	374, 800	422, 100
55	246, 100	316, 100	376, 600	423, 700
56	247, 500	318, 300	378, 300	425, 300
57	248, 900	320, 600	379, 800	426, 800
58	250, 000	322, 700	381, 400	428, 300
59	251, 300	324, 900	383, 100	429, 500
60	252, 600	326, 900	384, 800	430, 700
61	253, 900	329, 100	386, 000	431, 900
62	255, 400	331, 200	387, 400	433, 200
63	256, 800	333, 400	388, 800	434, 500
64	258, 100	335, 600	390, 100	435, 700
65	259, 500	337, 500	391, 500	436, 900
66	261, 100	339, 700	392, 700	438, 100
67	262, 700	341, 800	394, 100	439, 300
68	264, 400	344, 000	395, 500	440, 500
69	265, 900	346, 000	396, 800	441, 700
70	267, 300	348, 000	398, 100	442, 900
71	268, 800	350, 100	399, 500	444, 100
72	270, 300	352, 100	400, 800	445, 300
73	271, 400	353, 900	402, 100	446, 400
74	272, 800	355, 800	403, 500	447, 000
75	274, 200	357, 700	404, 900	447, 500
76	275, 500	359, 600	406, 200	448, 000
77	276, 900	361, 500	407, 400	448, 500
78	278, 100	363, 200	408, 600	449, 100
79	279, 300	364, 900	409, 900	449, 600
80	280, 500	366, 500	411, 300	450, 100
81	281, 700	368, 000	412, 600	450, 600
82	282, 900	369, 500	413, 800	
83	284, 100	371, 000	414, 800	
84	285, 300	372, 400	416, 000	
85	286, 500	373, 500	417, 200	
86	287, 600	374, 900	418, 400	
87	288, 800	376, 300	419, 600	
88	290, 000	377, 600	420, 600	
89	291, 200	378, 900	421, 700	
90	292, 300	380, 200	422, 700	
91	293, 500	381, 400	423, 700	
92	294, 700	382, 700	424, 700	
93	295, 500	384, 000	425, 600	
94	296, 500	385, 100	426, 400	
95	297, 700	386, 400	427, 200	
96	298, 900	387, 600	428, 000	
97	299, 900	389, 000	428, 800	
98	301, 000	390, 000	429, 200	
99	302, 000	391, 100	429, 600	
100	303, 100	392, 100	430, 000	
101	304, 000	393, 000	430, 400	
102	305, 100	394, 000	430, 700	
103	306, 200	395, 100	431, 000	
104	307, 200	396, 200	431, 300	
105	307, 800	396, 900	431, 600	
106	308, 700	397, 800	431, 900	

	107	309,500	398,700	432,200		
	108	310,300	399,600	432,400		
	109	311,200	400,400	432,600		
	110	311,600	401,300	432,900		
	111	312,000	402,100	433,200		
	112	312,500	402,900	433,400		
	113	313,100	403,500	433,600		
	114	313,500	404,200	433,900		
	115	314,000	404,900	434,200		
	116	314,500	405,600	434,400		
	117	315,100	406,200	434,600		
	118	315,600	406,700			
	119	316,000	407,100			
	120	316,500	407,500			
	121	317,000	407,900			
	122	317,400	408,200			
	123	317,900	408,500			
	124	318,400	408,700			
	125	319,000	408,900			
	126	319,300	409,200			
	127	319,600	409,500			
	128	319,900	409,700			
	129	320,100	409,900			
	130	320,400	410,200			
	131	320,700	410,500			
	132	321,000	410,700			
	133	321,200	410,900			
	134	321,400	411,200			
	135	321,600	411,500			
	136	321,900	411,700			
	137	322,200	411,900			
	138	322,400	412,200			
	139	322,700	412,500			
	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
	149	325,200				
	150	325,400				
	151	325,700				
	152	326,000				
	153	326,200				
再任用職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用す

る。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900
44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400	

	45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	
	53	242,500	282,200	367,700	389,000	
	54	244,000	284,800	369,200	390,300	
	55	245,300	287,200	370,700	391,400	
	56	246,600	289,700	372,200	392,500	
	57	248,000	291,900	373,700	394,000	
	58	249,200	294,500	375,100	395,200	
	59	250,400	297,000	376,500	396,400	
	60	251,700	299,700	377,800	397,700	
	61	253,100	302,100	378,700	398,900	
	62	254,500	304,500	379,900	399,900	
	63	255,800	307,000	381,100	401,300	
	64	256,800	309,400	382,200	402,600	
	65	257,800	311,800	383,200	403,800	
	66	259,300	314,000	384,400	404,900	
	67	260,900	316,100	385,400	406,100	
	68	262,400	318,300	386,500	407,200	
	69	264,000	320,600	387,700	408,200	
	70	265,500	322,700	388,700	409,400	
	71	267,000	324,900	389,800	410,600	
	72	268,500	326,900	391,000	411,800	
	73	269,700	329,100	392,000	412,400	
	74	270,900	331,200	393,100	413,200	
	75	272,200	333,400	394,200	413,900	
	76	273,500	335,600	395,300	414,400	
	77	274,900	337,400	396,200	414,700	
	78	276,000	339,300	397,100	415,100	
	79	277,200	341,200	398,100	415,500	
	80	278,400	343,000	399,100	415,900	
	81	279,700	344,800	399,900	416,200	
	82	280,700	346,600	400,700	416,600	
	83	281,900	348,300	401,400	417,000	
	84	283,100	350,100	402,200	417,300	
	85	284,100	351,500	402,900	417,600	
	86	285,000	353,100	403,700	418,000	
	87	286,000	354,800	404,400	418,400	
	88	287,000	356,300	405,100	418,700	
	89	288,100	357,700	405,700	419,000	
	90	289,000	359,000	406,400	419,300	
	91	289,900	360,400	406,900	419,600	
	92	290,800	361,800	407,600	419,800	
	93	291,300	363,300	408,000	420,000	
	94	292,000	364,600	408,400	420,300	
	95	292,800	365,900	408,700	420,600	
	96	293,600	367,100	409,000	420,800	
	97	294,400	368,100	409,300	421,000	
	98	295,200	369,100	409,600		
	99	296,000	370,100	409,900		
	100	296,700	371,100	410,100		
	101	297,600	372,000	410,300		

102	298, 100	373, 000	410, 600
103	298, 600	374, 000	410, 900
104	299, 100	375, 000	411, 100
105	299, 300	375, 800	411, 300
106	299, 700	376, 700	411, 600
107	300, 000	377, 600	411, 900
108	300, 200	378, 600	412, 100
109	300, 400	379, 400	412, 300
110	300, 600	380, 400	412, 600
111	300, 900	381, 400	412, 900
112	301, 200	382, 400	413, 100
113	301, 400	383, 000	413, 300
114	301, 600	383, 900	413, 600
115	301, 800	384, 800	413, 900
116	302, 100	385, 700	414, 100
117	302, 400	386, 500	414, 300
118	302, 700	387, 200	
119	303, 000	388, 000	
120	303, 300	388, 800	
121	303, 400	389, 400	
122	303, 600	390, 200	
123	303, 900	390, 900	
124	304, 200	391, 600	
125	304, 400	392, 200	
126		392, 900	
127		393, 400	
128		394, 000	
129		394, 700	
130		395, 300	
131		395, 800	
132		396, 300	
133		396, 600	
134		396, 900	
135		397, 200	
136		397, 500	
137		397, 800	
138		398, 100	
139		398, 400	
140		398, 700	
141		399, 000	
142		399, 300	
143		399, 600	
144		399, 900	
145		400, 100	
146		400, 400	
147		400, 700	
148		400, 900	
149		401, 100	
150		401, 400	
151		401, 700	
152		401, 900	
153		402, 100	
154		402, 400	
155		402, 700	
156		402, 900	
157		403, 100	

再任用職員	222,900	268,800	295,800	322,100	402,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十四年栃木県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第三号を削り、同条第二項中「次に掲げる額」を「一時間につき千三百円」に改め、同項ただし書中「第一号に規定する額については、」を削り、同項各号を削る。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十三条第二項中「一万二千八百円」を「一万六千円」に改める。

(栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「給料月額が同日」を「平成二十七年三月三十一日の給料月額(当該給料月額が同年四月一日に受ける給料月額に達しない場合には、同日の給料月額)が切替日の前日」に改め、「こととなる」、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」及び「三分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十三条第二項の改正規定
平成二十七年一月一日

二 第二条、第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条並びに附則第四条から第六条までの規定 平成二十七年四月一日